

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫が職場不倫の末、出奔。
今後のお金のことが心配です。

私は、大学を卒業後大企業に勤め、12年前、同僚の男性と結婚し、寿退社をしました。上の子は10歳、下は4歳です。

5年くらい前から、夫は度々外泊するようになり、金遣いも荒いし、夫婦仲も悪くなっています。妊娠しても子供が産まれても喜ばず、私も親に事情を話して、探偵に調査してもらつたところ、案の定、部下の女性と深い仲になつて、その女性のアパートに泊まつていると分かりました。

その事実を突き付けたら、謝るどころか逆ギレして全く帰つてこなくなり、そういうするうちに会社を辞めたと言つて、私たちに会社を辞めさせられたのでしょうね。

それはなんとも、ひどいご主人に当たりましたね。女性ができて離婚というケースは珍しくはありませんが、そこまでひどい話は聞きません。それも、良い大学を出て大企業に勤めておられた方なのに。社内不倫は今のご時世ご法度なので、きっと会社は辞めさせられたのでしょうか。

離婚調停の際、財産分与や慰謝料を取れるようにしておきましょう。

どんなに嫌でも、妻ときちんと向き合い、今後のこと話をし合うべきなのは当然です。話し合いがうまくいかなければ弁護士に頼んで調停（→裁判）ということはもちろんあります。が、ただ逃げているだけのご主人は離婚事件はいくつも扱つていますが、普通は、離婚が成立するまで基準額に沿つた婚姻費用は払うし、弁護士もそうさせます。そうしないと、離婚の際に不利になるからです。離婚成立後も、皆さん決まつた額をきちんと支払つていて、払われないので強制執行をという依頼は、幸い一度もありません。

審判が出た以上、今後毎月の

支払いはもちろん、申し立て提起後の未払い分総額も払わないといけないのですが、任意に払つてくれるかどうか。高額な給料だったのに、預貯金はあるはずですが。任意に払つてくれなければ強制執行ですが、相手の口座を特定できたとしても、残高を引き上げられれば、執行しても空振りです。ご主人名義の不動産もないのですよね。となれば、実際問題としてやはり取れないままかもしれません。

離婚すれば養育費になつて婚姻費用の半額程度になるので、こちらから離婚を請求すること

はないですが、相手はずつとこのままでいるのでしょうか。その女性に子供ができればやはり正式に結婚しなければならないはずです。離婚の調停を起こしてきたり、これまでの事情を洗いざらい話して、財産分与および慰謝料をきつちり取れるようになりますね。

さて、どんなに無責任な夫でも、子供さんとつてはかけがえのない父親です。今後ますます大変でしょうが、親御さんも支えてくれている様子、どうか気持ちをしっかりと持つて、乗り越えてもらわねばと思います。

も社宅から出て行かざるを得なくなりました。会社にいた頃は毎月あつた20万円の振り込みが

なくなり、困つて2年前、婚姻費用分担の調停を起こしました。

相手の弁護士は何度か替わり、今は何をしているのか、源泉徴収票が出てきたら月20万円程度しかもらっていないようなのです。裁判官が言うには、以前の

給料だつたら婚姻費用が月25万円だけど、今の給料だと月5万円にしかならないと。

調停でまとまらず先日ようやく審判が出たら、月10万円でした。そのお金も今後払つてくれるのはどうか。子供は親に預けてほそぼそと働き始めましたが、とにかく腹が立つし、またとても不安です。